

平成 2 3 年 第 1 4 回

仙 北 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 3 年 1 1 月 8 日 (火) 開 催

仙 北 市 農 業 委 員 会

平成23年 第14回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年11月8日(火) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (21人)

1番 佐藤 和	2番 新山 昌樹
3番 糸井 淳	5番 三浦 猛
6番 大山 久雄	8番 田村 博美
9番 千葉 惣永	11番 澤田 信男
12番 青柳 良成	13番 布谷 次郎
15番 門脇 博美	16番 倉橋 重基
17番 佐藤 孝典	20番 石郷岡 勇一
21番 山本 實	22番 藤村 隆清
23番 高橋 政敏	24番 鈴木 八寿男
25番 小松 清記	26番 藤村 紀章
27番 羽川 正幸	

4. 欠席委員 (6人)

4番 藤川 栄	7番 山手 善美
10番 田村 圭紀	14番 佐々木 英政
18番 伊藤 長三	19番 真崎 純孝

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する照会書について

2. 議 事

(1) 議案第47号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第48号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第49号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(4) 議案第50号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定
について

(5) 議案第51号

農用地の買入協議に係る要請について

(6) 議案第52号

現況非農地証明願に対する可否決定について

(7) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 藤 原 一 良

補 佐 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

2 番 新 山 昌 樹

3 番 三 浦 猛

9. 会議の概要

議 長 　　ただ今から平成23年第14回仙北市農業委員会総会を開会いたします。
皆さんも秋作業は大分片づいたと思います。出荷状況等は農協さんの方から報告があると思います。今年の秋は天候が荒れまして、皆さんも非常に苦勞したようですし、私自身も苦勞しました。しかし、なんとか農作業も終わりに近づいてきたということで、今後の仕事等も頑張っていきたいと思います。

議 長 　　それでは、本日の総会への出席委員は21名。欠席委員は6名でございます。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 　　次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 　　それでは議事録署名員に2番新山委員、5番三浦委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 　　異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

藤原局長 《会務諸報告の朗読及び説明》（9時07分）

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

小木田主任 報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理した旨通知したのでご報告します。届出が3件ありました。届出者、農地の所在等は資料に記載のとおりでございます。3件全てが相続による所有権の取得となっております。続きまして報告2、農地の転用事実に関する照会書について。10月12日付けで秋田地方法務局大曲支局登記官より照会があったのでご報告いたします。会務報告でもあったとおり、10月17日に藤村代理、糸井農地委員長、佐藤担当委員と事務局で現地調査を行いました。申請人が〇〇地区の〇〇さん。土地の所在が〇〇。地目が田。面積が132㎡。変更後の地目が宅地となっております。土地の現況は非農地と判断されます。申請人の息子さんからの聞き取り内容ですが、かなり以前から非農地化しており、自宅敷地の一部として利用しているとのことでした。申請地は都市計画区域内の第3種農地と判断されます。仮に転用の許可申請をした場合、許可相当となる案件です。よって、現状回復命令を発しない旨回答しております。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第47号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成23年11月8日提出。仙北市農業委員会会

長、羽川正幸。

小木田主任 議案第47号について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑。面積が146㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇県の〇〇さん70才。譲受人が〇〇地区の〇〇さん81才。申請事由は譲渡人が農地の管理が困難なため。譲受人が経営規模の拡大。受入世帯の稼働人員は4人中4人が農作業従事。備考といたしまして、売買単価が10a当たり684,931円の総額10万円となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,558㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん24才。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん48才。申請事由は耕作の利便性の確保、団地化のためとなっております。受入世帯の稼働人員は6人中3人が農作業従事。備考といたしまして、売買単価が10a当たり697,155円の総額1,086,167円となっております。続きまして整理番号3番と4番は交換移転の案件でございますので一括で説明します。申請人は〇〇地区の〇〇さんと〇〇さんです。〇〇さんから〇〇さんに移る農地が〇〇。登記簿現況共に田。合計3筆の526.15㎡。〇〇さんから〇〇さんへ移る農地が〇〇。登記簿現況共に田。合計2筆の537㎡です。交換する農地の面積、申請人双方の農作業従事状況等見ましても、問題無いと思われれます。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。合計18筆の11,396㎡。3条無償案件でございます。譲渡人が〇〇さん70才。譲受人が〇〇さん47才。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由は後継者へ一括贈与。受贈となっております。世帯の稼働人員は6人中3が農作業従事となっております。整理番号6番、7番については更新の案件となっておりますので説明は割

愛させていただきます。議案第47号の各案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告します。以上です。

議長 説明が終わりました。それでは現地確認報告に入ります。整理番号1番については15番門脇委員お願いします。

15番門脇 《整理番号1番について、農地法第3条調査書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号2番については25番小松委員お願いします。

25番小松 《整理番号2番について、農地法第3条調査書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号3番、4番については12番青柳委員お願いします。

12番青柳 《整理番号3番、4番について、農地法第3条調査書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号5番については1番佐藤委員お願いします。

1番佐藤 《整理番号5番について、農地法第3条調査書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 6番委員どうぞ。

6番大山 整理番号2番についてですが、〇〇さんはかなりの面積を所有していただけますが何故、今回は3条での申請なのですか。基盤強化法での申請はできなかったのですか。

藤原主任 申請地は、買入協議で〇〇さんが取得した農地です。普通であれば買入協議で取得した農地は耕作を続けていくというスタイルになっておりますが取得した農地の一部、今回の申請地ですが、〇〇さんの農地の中を通って行かないと作業ができず耕作不便ということで今回の申請に至ったことでした。通常であれば基盤強化法適用なる案件でございますが、公社を通して購入したので取得費というものがあります。西宮さんは取得費があって売り渡すということで差引0ですので、基盤強化法でも3条でも譲

渡所得がかかりません。相対でのやり取りということで3条での申請とさせていただきます。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第47号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第47号につきましては許可することに決定します。 (9時31分)

議長 次に、議案第48号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第48号。農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成23年11月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第48号について説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が631㎡。申請人は〇〇地区の〇〇さん。転用目的は一般個人住宅の建築。施設は住宅、車庫、植栽庭、通路等となっております。転用する理由は、現在工事中の〇〇バイパスの関係に伴い、住居が収用されることから、移転しなければならず、現在の自宅から最も近い自己所有地を有効的に活用し、住宅を建築することを計画したとなっております。申請地の位置は別冊資料の1ページに載せています。申請地は市道〇〇線2号付近の農地です。事業計画を2ページ以降に載せています。事業費が総額1,500万円。内訳は造成・整地経費が100万円。設計・建物建設経

費が1,340万円。測量・登記経費が45万円。搬入費等諸経費が15万円となっております。自己資金で対応するとのこと。転用事業に関連する他法令ということで、農業振興地域の除外申請が現在手続き中となっております。近日許可見込みとなっております。農地転用を必要とする面積ですが、住宅建築面積、通路等で合計631㎡となっており、一般個人住宅の500㎡までという基準を超えます。理由としては、土地の形状の関係からこの面積が必要ということです。被害防除計画ですが、法面保護、土留め工事を行って土砂の流出を防ぐ計画です。排水計画は汚水、生活雑排水については合併浄化槽を設置し、自宅前の水路に放水。雨水については自然流下となっております。各種図面につきましては、資料のとおりでございます。農地区分といたしましては、第1種のおおむね10ha以上の規模の一団の農地、第3種の宅地等と連担した農地という条件に該当しないので第2種農地と判断されます。転用許可要件といたしましては、他の農地を適地として選定できないためとなっております。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を24番鈴木委員からお願いします。

24番鈴木 10月28日に〇〇住宅さんと事務局と私で現地を確認してまいりました。現在利用している住宅はバイパスの降り口の信号機の左側にありまして、大雨が降ると毎回床上浸水になりかなりの被害を被っているということで今回の申請に至ったとのこと。申請地周辺につきましては土地改良区、水利組合等は無く隣接者からの同意も得ているということですので問題は無いと思います。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第48号については許可相当とすることにご異

議 ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第48号については許可相当とすることに決定します。 (9時39分)

議 長 次に議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成23年11月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第49号について説明します。農地の所在が〇〇、登記簿現況共に田。合計3筆の316㎡。所有権移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん。受けるのが〇〇地区の〇〇さん。転用目的は一般個人住宅。転用理由は、家族5人で市営住宅に住んでいるが非常に狭く、住宅建築を計画したとなっております。別冊資料の13ページをご覧ください。申請地の位置は案内図に記載のとおりです。事業費につきましては、合計1,800万円。借入金での対応となっております。被害防除計画につきましては、緩衝地を設けて土砂等の流出を防ぐ計画です。排水計画は汚水、生活雑排水については公共下水道を利用。雨水は自然流下となっております。隣接農地の所有者からの同意、小勝田水利組合からの同意もいただいております。各種図面は記載のとおりでございます。申請地につきましては、都市計画区域内の第3種農地と判断されますので原則許可の案件になります。以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を3番糸井委員よりお願いします。

3 番糸井 佐藤事務所立ち会いの下、私と事務局で現地を確認してまいりました。事務局の説明のとおりでございます。申請地の中に水路がありますが、周辺の宅地から雨水が流出するということです。任意で水路を通したということでしたが、必要だろうということで公図上残したとのことでした。以上です。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声

議 長 無いようですので、議案第49号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 無いようですので、議案第49号については許可相当とすることに決定します。 (9時47分)

議 長 次に議案第50号、農用地利用集積計画に対する意見決定を上程します。

藤原局長 議案第50号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成23年11月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 議案第50号について説明します。整理番号1番、農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が2.33㎡。合計21筆の16,463.33㎡。所有権設定の案件でございます。所有権を設定するのは〇〇県の〇〇さん63才。受けるのが〇〇地区の〇〇さん60才。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり303,705円の総額500万円。移転の時期、方法、期限は記載のとおりでございます。備考といたしまして、〇

○さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。資金はJA資金を活用するとのことでした。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第50号については、このように策定することにご意義ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第50号については、適正と認めることに決定します。 (9時52分)

議長 次に、議案第51号、農用地の買入協議に係る要請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第51号。農用地の買入協議に係る要請について。別紙のとおり、所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、農業経営基盤強化促進法第13条の2第1項の規定により、社団法人秋田県農業公社による買入協議を仙北市長に対し要請することについて意見の決定を求めるものです。平成23年11月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 議案第51号について説明します。農地の所在が○○。登記簿現況共に畑。合計9筆の23,075㎡。申請人が○○地区の○○さん63才です。買入協議の別冊資料をご覧ください。申請農地の位置は案内図のとおりです。○○小学校周辺の農地で、○○地区の基盤整備した農地がほとんどであります。3カ所に別れていまして、○○に2筆でこちらは80a区画の圃場です。○○の圃場は基盤整備外の農地ですが、団地化しています。○○の圃場は10a区画の整備された農地です。6ページ以降に買入協議の内容等載せていますので参考にさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

1 番佐藤 償還金は誰にいくのか。

藤原主任 農地を買う方にいきます。

議 長 担当委員に聞きますが、全面積を処分するということですか。

23番高橋 宅地周辺に畑がありますが、それは残ります。今年の4月に申請人から、後継者もいないので処分したいという話を聞きました。〇〇さんに聞いたところ買うことはできないが、借りて耕作することはできると言われまして、今後買い手がいれば合意解約するという条件で利用権設定をしました。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第51号については仙北市長に要請することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第51号については仙北市長に要請することに決定します。 (10時03分)

議 長 次に議案第52号、現況非農地証明願いに対する可否決定を上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第52号。現況非農地証明願いに対する可否決定について。別紙のとおり、現況非農地証明願いの提出があったので、審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成23年11月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第52号について説明します。土地の所在が、〇〇。登記簿地目畑、現況地目原野。面積が1,054㎡。申請人が〇〇町の〇〇さん。本籍は〇〇地区となっております。非農地の事由が年月日不詳原野化となっております。

ります。この案件につきましては、事前に申請代理人である〇〇土地家屋調査士から内容を聞いております。非農地の事由ですが、20年以上休耕状態が続き原野化したとのことでした。また、申請人の〇〇さんは中国へ仕事の関係で滞在することもあり、農地を管理できなかったとのことでした。別冊資料の20ページに位置図を載せています。県道〇〇線を〇〇方向へ向かい〇〇付近から左折して数百メートルのところでした。21ページに配置図を載せています。申請地は宅地、山林、道路に囲まれている土地です。22ページに現況写真を載せています。樹木等が繁茂している状況でした。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 10月26日に羽川会長、門脇農地副委員長、私と事務局で現地を確認してまいりました。説明があったとおり、申請人は中国に出張する機会が多いとのことでした。母親も高齢化のため耕作できなかったということでこのように原野化してしまったとのことでした。以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第52号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第52号については許可することに決定します。(10時09分)

議長 予定されていた議案は終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。共済から何かありませんか。

5番三浦 大豆共済の進捗状況についてご報告します。前回総会で報告した被害申

告に基づき評価を行いました。12月に共済金の支払を目指して事務処理を行っているところでございます。大豆については引き受け方式によって支払が変わります。全相殺方式では、来年の3月に出荷数量が確定しなければ評価ができませんのでご了承いただきたいと思います。以上です。

議長 このことにつきまして、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 次に、農協から何かありませんか。

20番石郷岡 米の買入状況について前回皆様方からご心配いただきましたが、11月2日現在の状況ですが、おぼこ全体では77.4%の入荷となっております。角館が71.4%、西木が73.4%、田沢湖が77.6%となっております。これも11月2日時点ということで、もう少し上がるだろうということでした。これまでの数値を見ますと、例年並みではないかということでした。以上です。

議長 このことにつきましてご質問等ございませんか。

1番佐藤 農協としては、何%くらいを目標にしていますか。

20番石郷岡 目標は100%ですが、1俵でも多く集めるということで、各自頑張っております。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、協議に入ります。事務局よりお願いします。

竹下補佐 協議事項1、建議についてです。前回総会で農政専門委員会へ付託されております。10月25日に農政専門委員会を開催し、建議事項として取り上げる項目について協議しております。それをまとめた資料を配付しております。本総会で協議していただき再度、11月24日開催予定の農政

専門委員会で本文を作成し、11月28日に市長、議長に提出する予定となっております。内容は資料のとおりでございます。以上です。

議長 このことについて、ご意見等ございませんか。

20番石郷岡 ゲリラ豪雨の際に、下流の方で水田に水が上がるということで土地改良にどうかしてほしいという相談が来ております。河床に起伏があったり中州に木があったり流れが悪くなっているのが一つの要因ではないかということで、土地改良からもこのことで県に要望を出しております。そのようなことから河川の管理ということも考えて行かなければ農地を健全な状態で守っていくということで重要だと思いますので、これについても追加していただきたいと思います。

議長 他にありませんか。

3番糸井 5年後、10年後を考えると担い手不足になるのが目に見えていることです。そのようなことをもう少し盛り込んでいただきたいと思います。以上です。

議長 他にありませんか。

12番青柳 集中豪雨時の河川の氾濫が非常に多くなっております。このことから、河川改修についても要請していただきたいと思います。

議長 集中豪雨については、もう少し盛り込んでもいいのではないかと思っております。今回は集中豪雨による被災農家への支援という内容ですが、そうなる前にどうかできないかと思いますが、皆さんはどうですか。

1番佐藤 市に要請すれば大体が予算が無いという回答になる。市への要請を県、国へそのまま要請すればいいと思う。

議長 他にありませんか。

21番山本 要請事項につきましては、皆さんから意見をいただいて農政専門委員会

で作成したいと思っています。皆さんの意見を文章でいただきそれを基にして要請したいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長 意見が多数出ましたが、これを盛り込んで要請事項を作成したいと思います。

議長 次に、産業建設常任議員との意見交換会について説明をお願いします。

藤原局長 それでは協議事項２、市議会の産業建設常任議員と農業委員との意見交換会についてです。春先に各専門委員会で今年度の活動内容を協議したところ、市議会議員の方々とも意見交換をしたいという意見が出ました。そこで今回、意見交換会を開催することを案として上げさせていただきました。開催日は11月29日、火曜日になります。時間は午後3時です。以上です。

議長 このことについて、ご意見等ございませんか。

議長 話題が無ければ意見交換会を開催する意味がないので、事前に聞きたいことを考えておいてこの機会に議員の方々にぶつけてみてはどうでしょうか。

議長 他にありませんか。

『無し』の声

議長 それでは産業建設常任議員との意見交換会は原案どおり開催することにします。

(閉会)

議長 以上をもちまして平成23年第14回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時52分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成 23 年 12 月 9 日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 2 番 新 山 昌 樹

署 名 員 5 番 三 浦 猛
